

議員提出議案第5号

市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び枚方市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

次のとおり市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び枚方市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和7年(2025年)2月18日提出

提出者	鍛治谷	知	宏
	広瀬	ひとみ	
	野村	生代	
	長友	克由	
	門川	紘幸	
	泉	大介	
	千葉	雅民	
	藤田	幸久	

〈提案理由〉

- 1 刑法の改正に伴い、所要の整備を行うため。
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の整備を行うため。
- 3 国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市条例第 号

市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び枚方市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

(市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年枚方市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「種類」を「種目」に、「、車賃、宿泊料及び食卓料」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「鉄道賃」の次に「、船賃」を加え、「及び車賃」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に、「常勤の職員」を「職員の旅費に関する条例(昭和63年枚方市条例第5号)第2条第1号に規定する市長等(次項において「市長等」という。)」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を削り、同条第6項中「前各項」を「前2項」に改め、「支給方法」の次に「及び返納」を加え、「常勤の職員」を「市長等」に改め、同項を同条第4項とする。

第6条第3項及び第4項第4号並びに第7条第1項第2号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(枚方市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 枚方市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年枚方市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項表以外の部分中「及び第28条」を削り、同項の表第36条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第45条において」を削る。

第26条第2項中「この章において」を削る。

第30条第2項中「この章及び第45条において」を削る。

第31条第3項中「この章において」を削る。

第36条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第45条において」を削る。

第37条第3項中「この章において」を削る。

第45条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第50条から第52条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の改正規定並びに第2条中枚方市議会の個人情報の保護に関する条例第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の改正規定（「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。）並びに次項の規定 令和7年4月1日
 - (2) 第1条中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条及び第7条の改正規定並びに第2条中枚方市議会の個人情報の保護に関する条例第50条から第52条までの改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和7年6月1日
(費用弁償に係る経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
(市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
(枚方市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議員提出議案第5号参考資料

市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び枚方市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例関係] (費用弁償) 第4条 [略] 2 費用弁償の種目は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費とする。</u></p> <p>3 <u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の額は、職員の旅費に関する条例（昭和63年枚方市条例第5号）第2条第1号に規定する市長等（次項において「市長等」という。）の例による。</u></p> <p>4 <u>前2項に定めるもののほか、費用弁償の支給方法及び返納については、市長等の例による。</u></p> <p>(期末手当の支給の一時差止め) 第6条 [略] 2 [略]</p>	<p>[市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例関係] (費用弁償) 第4条 [略] 2 費用弁償の種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。</u> 3 <u>船賃、宿泊料及び食卓料の額は、次の各号に掲げる費用弁償の種類</u><u>の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>船賃 次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この号において「運賃」という。）及び特別船室料金による額</u> <u>イ 運賃の等級を2階級又は3階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</u> <u>ロ 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、乗船に要する運賃</u> <u>ハ 特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、イ及びロに掲げるもののほか、特別船室料金</u> (2) <u>宿泊料 1夜につき、15,000円</u> (3) <u>食卓料 1夜につき、3,000円</u> 4 <u>鉄道賃、航空賃及び車賃の額は、常勤の職員の例による。</u></p> <p>5 <u>前3項の規定にかかわらず、市議会議員が外国旅行した場合における費用弁償の種類及び額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する指定職の職務にある者に係る旅費に関する規定（支度料に係る部分を除く。）の例による。</u></p> <p>6 <u>前各項に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、常勤の職員の例による。</u></p> <p>(期末手当の支給の一時差止め) 第6条 [略] 2 [略]</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>3 前条の規定にかかわらず、前条第4項に規定する支給日に期末手当を支給することとされている市議会議員が、当該支給日の前日において逮捕等をされ、又は刑事事件の被告人として起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされている場合には、当該期末手当の全額（第1項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「第1項期末手当一時差止処分」という。）を受けている者にあつては、当該第1項期末手当一時差止処分を受けなかったと仮定した場合における期末手当の額から、当該第1項期末手当一時差止処分により差し止められる期末手当の額を減じた額。以下「第3項差止期末手当の額」という。）の支給を一時差し止めるものとする。</p> <p>4 第1項期末手当一時差止処分又は前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「第3項期末手当一時差止処分」という。）を受けた市議会議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該第1項期末手当一時差止処分又は第3項期末手当一時差止処分（以下これらを「期末手当一時差止処分」と総称する。）を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該期末手当一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが期末手当一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第3項期末手当一時差止処分を受けた市議会議員について、当該第3項期末手当一時差止処分対象刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>5・6 [略]</p> <p>（期末手当の支給制限）</p> <p>第7条 第5条の規定にかかわらず、市議会議員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期末手当は、支給しない。この場合において、当該期末手当のうちすでに支給された額があるときは、当該市議会議員は、当該支給された額を返納しなければならない。</p>	<p>3 前条の規定にかかわらず、前条第4項に規定する支給日に期末手当を支給することとされている市議会議員が、当該支給日の前日において逮捕等をされ、又は刑事事件の被告人として起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされている場合には、当該期末手当の全額（第1項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「第1項期末手当一時差止処分」という。）を受けている者にあつては、当該第1項期末手当一時差止処分を受けなかったと仮定した場合における期末手当の額から、当該第1項期末手当一時差止処分により差し止められる期末手当の額を減じた額。以下「第3項差止期末手当の額」という。）の支給を一時差し止めるものとする。</p> <p>4 第1項期末手当一時差止処分又は前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「第3項期末手当一時差止処分」という。）を受けた市議会議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該第1項期末手当一時差止処分又は第3項期末手当一時差止処分（以下これらを「期末手当一時差止処分」と総称する。）を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該期末手当一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが期末手当一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第3項期末手当一時差止処分を受けた市議会議員について、当該第3項期末手当一時差止処分対象刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>5・6 [略]</p> <p>（期末手当の支給制限）</p> <p>第7条 第5条の規定にかかわらず、市議会議員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期末手当は、支給しない。この場合において、当該期末手当のうちすでに支給された額があるときは、当該市議会議員は、当該支給された額を返納しなければならない。</p>

新（改正後）			旧（現 行）														
<p>(1) [略]</p> <p>(2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合 当該基準日に係る期末手当の全額</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 第3項期末手当一時差止処分対象刑事事件に関し起訴され、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合 当該第3項差止期末手当の額</p> <p>2 [略]</p> <p>[枚方市議会の個人情報の保護に関する条例関係] (定義) 第2条 [略] 2～9 [略]</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項において「番号利用法」という。</u>）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 [略]</p> <p>(利用及び提供の制限) 第12条 [略] 2～4 [略]</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第12条第1項から同条第2項第1号</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>第36条第1項第1号</td> <td>又は第12条第1項及び第2項の規定に違</td> <td>第12条第5項の規定により読み替えて適</td> </tr> </table>			第12条第1項から同条第2項第1号	[略]	[略]	第36条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違	第12条第5項の規定により読み替えて適	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合 当該基準日に係る期末手当の全額</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 第3項期末手当一時差止処分対象刑事事件に関し起訴され、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合 当該第3項差止期末手当の額</p> <p>2 [略]</p> <p>[枚方市議会の個人情報の保護に関する条例関係] (定義) 第2条 [略] 2～9 [略]</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 [略]</p> <p>(利用及び提供の制限) 第12条 [略] 2～4 [略]</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第28条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第12条第1項から同条第2項第1号</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>第36条第1項第1号</td> <td>又は第12条第1項及び第2項の規定に違</td> <td>第12条第5項の規定により読み替えて適</td> </tr> </table>			第12条第1項から同条第2項第1号	[略]	[略]	第36条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違	第12条第5項の規定により読み替えて適
第12条第1項から同条第2項第1号	[略]	[略]															
第36条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違	第12条第5項の規定により読み替えて適															
第12条第1項から同条第2項第1号	[略]	[略]															
第36条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違	第12条第5項の規定により読み替えて適															

新（改正後）			旧（現行）		
	反して利用されているとき	用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき		反して利用されているとき	用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第36条第1項第2号	[略]	[略]	第36条第1項第2号	[略]	[略]
<p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表）</p> <p>第17条 議長は、議長の定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>第3項において「個人情報ファイル簿」という。</u>）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる</p>			<p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表）</p> <p>第17条 議長は、議長の定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>以下「個人情報ファイル簿」という。</u>）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記</p>		

新（改正後）	旧（現 行）
<p>事項を記録するもの イ～カ [略] (2)・(3) [略] 3 [略]</p> <p>第4章 開示、訂正及び利用停止 第1節 開示 (開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第26条 [略] 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)・(2) [略] 3 [略]</p> <p>第2節 訂正 (訂正請求権)</p> <p>第30条 [略] 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請</p>	<p>録するもの イ～カ [略] (2)・(3) [略] 3 [略]</p> <p>第4章 開示、訂正及び利用停止 第1節 開示 (開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する自己</u>を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第45条において</u>「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第26条 [略] 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下<u>この章において</u>「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)・(2) [略] 3 [略]</p> <p>第2節 訂正 (訂正請求権)</p> <p>第30条 [略] 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下<u>この章及</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>求」という。)をすることができる。 (訂正請求の手續)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>第3節 利用停止 (利用停止請求権)</p> <p>第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。 (利用停止請求の手續)</p> <p>第37条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第45条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等^をすることができるよう、保有個人情報の特定^に資する情報</p>	<p><u>び</u>第45条において「訂正請求」という。)をすることができる。 (訂正請求の手續)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下<u>この章</u>において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>第3節 利用停止 (利用停止請求権)</p> <p>第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下<u>この章</u>において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下<u>この章及び第45条</u>において「利用停止請求」という。)をすることができる。 (利用停止請求の手續)</p> <p>第37条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下<u>この章</u>において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第45条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等^をすることができるよう、保有個人情報の特定^{その他}開示請</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>第6章 罰則</p> <p>第50条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第51条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第52条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>第6章 罰則</p> <p>第50条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第51条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第52条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>